

年 発 1 2 2 5 第 7 号
令和 2 年 1 2 月 2 5 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長
（ 公 印 省 略 ）

確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令
の施行等について

「確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令」（令和 2 年内閣府・厚生労働省令第 15 号。以下「改正命令」という。）（別添）が本日付けで公布及び施行されたため通知する。改正命令の改正の内容については下記のとおりである。貴職におかれては、その内容について十分御理解いただくとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされた。（なお、同計画においては、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。）

これを踏まえ、確定拠出年金運営管理業の登録を受けようとする者等に対して、押印等を求めている手続について、確定拠出年金運営管理業の登録を受けようとする者等の押印等を不要とするため、確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成 13 年内閣府・厚生労働省令第 6 号）について所要の改正を行ったもの。

第 2 改正の内容

（1）改正命令中以下に掲げる書類について、確定拠出年金運営管理業の登録を受けようとする者等に対して押印を求めている様式の押印欄を削除する措置を講じたこと。

- ① 確定拠出年金運営管理機関の登録申請書（様式第 1 号）
- ② 確定拠出年金運営管理機関の登録申請書に添付する役員の証明書（様式第 2 号）
- ③ 確定拠出年金運営管理機関の登録申請書に添付する法第 91 条第 1 項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面（様式第 3 号）

- ④ 確定拠出年金運営管理機関の登録事項の変更届出書（様式第4号）
- ⑤ 確定拠出年金運営管理機関の廃業等届出書（様式第5号）
- ⑥ 確定拠出年金運営管理機関の業務報告書（様式第7号）

（2）命令第6条第4号に規定する確定拠出年金運営管理業を廃止した場合の廃業等届出書（様式第5号）に添付する届出者の印鑑証明書について、添付を不要とする措置を講じたこと。

第3 経過措置

改正省令の施行の際現にある改正前の様式（以下「旧様式」という。）については改正後の様式によるものとみなすこと。

また、この省令の施行の際既に配布されている旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

【別添】確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令（令和2年内閣府・厚生労働省令第15号）

以上

○内閣府令第十五号
厚生労働省

確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八十九条第二項、第一百零二条及び第一百零六条の規定に基づき、確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

内閣総理大臣 菅 義偉
厚生労働大臣 田村 憲久

確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令

確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成十三年内閣府令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第六条（廃業等の届出） 法第九十三条の規定による届出をしようとする者は、様式第五号により作成した届出書に、法第九十条第二項の通知に係る書面、確定拠出年金運営管理業務の引継ぎ状況を記載した様式第五号の二により作成した書類及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。 一 三（略） （削る）	第六条（廃業等の届出） 法第九十三条の規定による届出をしようとする者は、様式第五号により作成した届出書に、法第九十条第二項の通知に係る書面、確定拠出年金運営管理業務の引継ぎ状況を記載した様式第五号の二により作成した書類及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。 一 三（略） 四 確定拠出年金運営管理業を廃止した場合 届出者の印鑑証明書

様式第一号から様式第五号まで中「四」を削る。

様式第七号を次のように改める。

様式第七号 (第十二条関係)

厚生労働大臣 金融庁長官 財務(支)局長		殿 殿 殿	年 月 日
業 務 報 告 書		登録番号 商号又は名称 代表者氏名	
確定拠出年金法第百二条の規定により、別添のとおり業務報告書を提出します。			

(A列4番)

確定拠出年金運営管理機関業務報告書

登録番号	
商号又は名称	
(年事業年度) 年 月 日から 年 月 日まで	

1. 企業型年金の運営管理業務の受託数

法第2条第7項第1号イの業務	
同号ロの業務	
同号への業務	
同項第2号の業務	

2. 受託業務ごとの加入者等の人数

①法第 2 条第 7 項第 1 号イに掲げる業務			
企業型年金加入者数	名	(男	名)
企業型年金運用指図者数	名	(男	女
個人型年金加入者数	名	(男	名)
個人型年金運用指図者数	名	(男	名)
合計	名	(男	女
②法第 2 条第 7 項第 1 号ロに掲げる業務			
企業型年金加入者数	名	(男	名)
企業型年金運用指図者数	名	(男	女
個人型年金加入者数	名	(男	名)
個人型年金運用指図者数	名	(男	名)
合計	名	(男	女
③法第 2 条第 7 項第 1 号ハに掲げる業務			
企業型年金加入者数	名	(男	名)
企業型年金運用指図者数	名	(男	女
個人型年金加入者数	名	(男	名)
個人型年金運用指図者数	名	(男	名)
合計	名	(男	女
④法第 2 条第 7 項第 2 号に掲げる業務			
企業型年金加入者数	名	(男	名)
企業型年金運用指図者数	名	(男	女
個人型年金加入者数	名	(男	名)
個人型年金運用指図者数	名	(男	名)
合計	名	(男	女

(備考)

1. ①、②及び④は、事業年度末時点の状況について記載すること。
2. ③は、事業年度中に給付を受ける権利の裁定を行った者の総数を記載すること。
3. 法第 3 条第 3 項第 2 号の 2 に掲げる事項を定めた規約の数及び当該規約に基づき企業型年金を実施する事業主の数

規	約	数	事	業	主	数
---	---	---	---	---	---	---

件	社
---	---

(備考) この項目は、法第 2 条第 7 項第 2 号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関が記載すること。

4. 法第 3 条第 3 項第 7 号の 2)に掲げる事項を定めた規約の数及び当該規約に基づき企業型年金を実施する事業主の数

規 約 数	事 業 主 数
件	社

(備考) この項目は、法第 2 条第 7 項第 2 号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関が記載すること。

5. 法第 3 条第 3 項第 7 号の 3)に掲げる事項を定めた規約の数及び当該規約に基づき企業型年金を実施する事業主の数

規 約 数	事 業 主 数
件	社

(備考) この項目は、法第 2 条第 7 項第 2 号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関が記載すること。

(法第 2 条第 7 項第 1 号イに掲げる業務の実施状況)

6. 報告者が法第 2 条第 7 項第 1 号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者及び個人型年金加入者に係る掛金の状況

	掛 金 総 額	平 均 掛 金 額
男 (企業型年金) (うち簡易企業型年金) (個人型年金) (合計)	円 円 円 円	円 円 円 円
女 (企業型年金) (うち簡易企業型年金)	円 円	円 円

(個人型年金) (合計)	円 円	円 円
計 (企業型年金) (うち簡易企業型年金) (個人型年金) (合計)	円 円 円 円	円 円 円 円

(備考)

1. 「掛金総額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金額の総額を記載すること。
2. 「平均掛金額」は、「掛金総額」を報告者が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者及び個人型年金加入者のうち、直近の12月～11月の期間内に加入者期間を有するものに係る加入者期間の合計で除したものを記載すること。

7. 報告者が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者（簡易企業型年金の企業型年金加入者を含む。）に係る掛金の状況

	掛 金 額 区 分	掛 金 総 額	平 均 掛 金 額
男	事 業 主 掛 金 額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合 計	円	円
女	事 業 主 掛 金 額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合 計	円	円
計	事 業 主 掛 金 額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合 計	円	円

(備考)

- 1. 「掛金総額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金額の総額を記載すること。
- 2. 「平均掛金額」は、「掛金総額」を報告者が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者のうち、直近の12月～11月の期間内に企業型年金加入者期間を有するものに係る企業型年金加入者期間の合計で除いたものを記載すること。

- 8. 報告者が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する簡易企業型年金の企業型年金加入者に係る掛金の状況

	掛 金 額 区 分		掛 金 総 額	平 均 掛 金 額	
	事 業 主 掛 金 額			円	円
男	企業型年金加入者掛金額		円		円
	合 計		円		円
	事 業 主 掛 金 額		円		円
女	企業型年金加入者掛金額		円		円
	合 計		円		円
	事 業 主 掛 金 額		円		円
計	企業型年金加入者掛金額		円		円
	合 計		円		円

(備考)

- 1. 「掛金総額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金額の総額を記載すること。
- 2. 「平均掛金額」は、「掛金総額」を報告者が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者のうち、直近の12月～11月の期間内に企業型年金加入者期間を有するものに係る企業型年金加入者期間の合計で除いたものを記載すること。

- 9. 報告者が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する加入者等に係る運用の状況

運用の方法名	加 入 者 等 数	個人別管理資産総額	運用の方法の種類	元本確保の運用の方法	株券等
--------	-----------	-----------	----------	------------	-----

	企業型年金加入者数	人	円			
	企業型年金運用指図者数	人	円			
	個人型年金加入者数	人	円			
	個人型年金運用指図者数	人	円			
	合 計	人	円			
	企業型年金加入者数	人	円			
	企業型年金運用指図者数	人	円			
	個人型年金加入者数	人	円			
	個人型年金運用指図者数	人	円			
	合 計	人	円			
合 計	企業型年金加入者数	人	円			
	企業型年金運用指図者数	人	円			
	個人型年金加入者数	人	円	—	—	—
	個人型年金運用指図者数	人	円			
	合 計	人	円			

(備考)

1. 事業年度末時点の状況について記載すること。
2. 「運用の方法名」は、各運用商品名を記載すること。
3. 運用の指図がないものは、「運用の方法名」に「未指図」と記載し、「運用の方法の種類」、「元本確保の運用の方法」及び「株券等」は、空欄（—）とすること。
4. 「運用の方法の種類」は、令第15条第1項の表の上欄に掲げる区分に応じて記載すること。
5. 「元本確保の運用の方法」は、当該運用の方法が次に掲げる運用の方法であって令第15条第2項に規定する運用方法要件に適合するもの（13において「元本確保の運用の方法」という。）に該当する場合には○印を記載すること。
— 令第15条第1項の表の1の項イ及びロに掲げる運用の方法

- 二 令第15条第 1 項の表の 2 の項イに掲げる運用の方法
- 三 令第15条第 1 項の表の 3 の項イからホまでに掲げる運用の方法
- 四 令第15条第 1 項の表の 4 の項イに掲げる運用の方法
- 五 令第15条第 1 項の表の 5 の項イに掲げる運用の方法
- 6. 「株券等」は、当該運用の方法が令第15条第 1 項の表の 2 の項ニ又は 3 の項レからウまでに掲げる運用の方法に該当する場合には○印を記載すること。

10. 給付の状況

【企業型年金】

給 付		事業年度末の受給者数（うち本年度の新規受給者数）	支給総額（うち新規受給者への支給額）
老齢給付金	年 金 （一時金との併給を除く）	男 人（ 人） 女 人（ 人） 計 人（ 人）	円（ 円） 円（ 円） 円（ 円）
	一時金 （年金との併給を除く）	男 人（ 人） 女 人（ 人） 計 人（ 人）	円（ 円） 円（ 円） 円（ 円）
	年金と一時金の併給	男 人（ 人） 女 人（ 人） 計 人（ 人）	円（ 円） 円（ 円） 円（ 円）
	年 金 （一時金との併給を除く）	男 人（ 人） 女 人（ 人） 計 人（ 人）	円（ 円） 円（ 円） 円（ 円）
	一時金 （年金との併給を除く）	男 人（ 人） 女 人（ 人） 計 人（ 人）	円（ 円） 円（ 円） 円（ 円）
	年金と一時金の併給	男 人（ 人） 女 人（ 人） 計 人（ 人）	円（ 円） 円（ 円） 円（ 円）
	年 金 （一時金との併給を除く）	男 人（ 人） 女 人（ 人） 計 人（ 人）	円（ 円） 円（ 円） 円（ 円）
	一時金 （年金との併給を除く）	男 人（ 人） 女 人（ 人） 計 人（ 人）	円（ 円） 円（ 円） 円（ 円）
	年金と一時金の併給	男 人（ 人） 女 人（ 人） 計 人（ 人）	円（ 円） 円（ 円） 円（ 円）
	障害給付金	男 人（ 人） 女 人（ 人） 計 人（ 人）	円（ 円） 円（ 円） 円（ 円）

	年金と一時金の併給	男 女 計	人 () 人 () 人 ()	年金 一時金 年金 一時金 年金 一時金	円 () 円 () 円 () 円 () 円 () 円 ()
	死亡一時金	男 女 計	人 () 人 () 人 ()		円 () 円 () 円 ()
	脱退一時金	男 女 計	人 () 人 () 人 ()		円 () 円 () 円 ()
	計	男 女 計	人 () 人 () 人 ()		円 () 円 () 円 ()

【個人型年金】

給付		事業年度末の受給者数（うち本年度の新規受給者数）		支給総額（うち新規受給者への支給額）	
老齢給付金	年金（一時金との併給を除く）	男 女 計	人 () 人 () 人 ()		円 () 円 () 円 ()
	一時金（年金との併給を除く）	男 女 計	人 () 人 () 人 ()		円 () 円 () 円 ()
	年金と一時金の併給	男 女	人 () 人 ()	年金 一時金 年金 一時金	円 () 円 () 円 () 円 ()
		計	人 ()		円 ()

		計	人 (人)	年金一時金	円 (円)
障害給付金	年金(一時金との併給を除く)	男 女 計	人 (人) 人 (人) 人 (人)		円 (円) 円 (円) 円 (円)
	一時金(年金との併給を除く)	男 女 計	人 (人) 人 (人) 人 (人)		円 (円) 円 (円) 円 (円)
	年金と一時金の併給	男 女 計	人 (人) 人 (人) 人 (人)	年金一時金	円 (円) 円 (円) 円 (円)
		計	人 (人)	年金一時金	円 (円)
死亡一時金		男 女 計	人 (人) 人 (人) 人 (人)		円 (円) 円 (円) 円 (円)
		計	人 (人)		円 (円)
脱退一時金		男 女 計	人 (人) 人 (人) 人 (人)		円 (円) 円 (円) 円 (円)
		計	人 (人)		円 (円)
計		男 女 計	人 (人) 人 (人) 人 (人)		円 (円) 円 (円) 円 (円)
		計	人 (人)		円 (円)

(法第2条第7項第1号ロに掲げる業務の状況)

11. 法第2条第7項第1号ロに掲げる業務を担当する加入者等が行った運用の指図の内容の資産管理機関又は連合会への通知の件数

	資産管理機関又は連合会への通知
--	-----------------

企業型年金加入者	男 女 計	件 件 件
企業型年金運用指図者	男 女 計	件 件 件
個人型年金加入者	男 女 計	件 件 件
個人型年金運用指図者	男 女 計	件 件 件

(備考) 当該事業年度の実績を記載すること。
(法第 2 条第 7 項第 1 号ハに掲げる業務の状況)
12. 法第 2 条第 7 項第 1 号ハの給付を受ける権利の裁定の件数

老齢給付金	障害給付金	死亡一時金	脱退一時金
【企業型年金】 男 女 計 【個人型年金】 男 女 計 【総計】 男 女 計	【企業型年金】 男 女 計 【個人型年金】 男 女 計 【総計】 男 女 計	【企業型年金】 男 女 計 【個人型年金】 男 女 計 【総計】 男 女 計	【企業型年金】 男 女 計 【個人型年金】 男 女 計 【総計】 男 女 計

(備考) 当該事業年度の実績を記載すること。
(法第2条第7項第2号に掲げる業務の実施状況)

13. 報告者が法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する加入者等に係る運用の方法の選定及び提示の状況

	運用の方法の数	第1号運用方法数	第2号運用方法数	第3号運用方法数	第4号施行日時点の運用の方法の数
A実施事業所					
B実施事業所					
C実施事業所					
・					
・					
・					
個人型aプラン					
個人型bプラン					
個人型cプラン					
・					
・					
・					

(備考)

1. 「運用の方法の数」は、令第15条第1項の表の下欄の定めに従って算定し、記載すること。
2. 「第1号運用方法数」は選定及び提示している運用方法のうち元本確保の運用の方法の数を、「第2号運用方法数」は第1号運用方法及び第3号運用方法以外の運用の方法の数を、「第3号運用方法数」は令第15条第1項の表の2の項ニ及び3の項レからウまでに掲げる運用の方法の数を記載すること。
3. 加入者等に係る運用の方法の選定及び提示については、加入者等に対して選定及び提示している一の運用方法群ごとに記載すること。
4. 加入者等に提示した運用の方法を変更し、「運用の方法の数」、「第1号運用方法数」、「第2

号運用方法数」又は「第 3 号運用方法数」が異なることとなった場合は、変更前の運用の方法の数と変更後の運用の方法の数をそれぞれ記載すること。

5. 「第 4 号施行日時点の運用の方法の数」は、平成30年 5 月 1 日時点の運用の方法の数を記載すること。

6. 提示した運用の方法の数の少ない順に記入すること。なお、個別の企業名を記載する必要はない。

14. 法第 2 条第 7 項第 2 号の運用の方法に係る情報の提供の内容

運用の方法名	運用の方法の種類	情報の提供の内容の概要	情報の提供の回数

(備考)

1. 「運用の方法名」は、各運用商品名を記載すること。

2. 「運用の方法名」は、運用の方法が法第23条の 2 第 2 項に規定する指定運用方法の場合、その冒頭に「【指定】」と記載すること。

3. 「運用の方法の種類」は、令第15条第 1 項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。

4. 「情報の提供の内容の概要」は、報告者が選定及び提示した運用の方法ごとに加入者等に対して行った情報の提供の内容を簡潔に記載すること。

5. 「情報の提供の回数」は、当該事業年度において、企業型年金加入者等に対し情報の提供を行った回数を記載すること。

15. 資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置（個人型年金）の実施状況

(1) 資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置の実施状況（個人型年金）全般について

①加入者の資格を取得する際に資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を講じている	
---	--

②上述①の後、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を継続的に行っている

(備考)

1. 該当するものに○印を記載すること。
2. 個人型年金に関して資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置の委託を国民年金基金連合会から受けている場合に記載すること。

- (2) (1)②に該当する場合、資産の運用に関する基礎的な資料の提供
その他の必要な措置を講じる頻度が次のいずれであるか記載すること。

- ①半年に1回
②1年に1回
③2年に1回
④3年に1回
⑤その他

- (3) (2)で⑤を選択した場合、具体的に記載すること。

16. 法第23条の2第1項の規定による指定運用方法の選定及び提示の状況

	①指定運用方法を加 入者に選定及 び提示して いる	②当該指定 運用方法の 名称	③当該指定 運用方法の 運用の 種類	④当該指定 運用方法を 選定した年 度	⑤今年度末 日に指定運 用方法が適 用されてい る人数	⑥⑤の者に 係る当該指 定運用方法 の個人別管 理資産の残 高
A実施事業所						
B実施事業所						
C実施事業所						

・ ・ ・							
個人型 a プラン							
個人型 b プラン							
個人型 c プラン							
・ ・ ・							

(備考)

- ①は、該当する場合に○印を記載すること。
- ②～⑥は、①で指定運用方法を提示している場合にのみ記載すること。
- ②は、指定運用方法として選定された運用商品名を記載すること。
- ③は、令第15条第1項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。
- 法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関は①～④を記載し、同項第1号イに掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関は①～⑥を記載すること。
- 法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関は、当該事業年度内に指定運用方法を選定又は変更した場合には、新たに選定した指定運用方法の選定理由を記載した書面を24の次に添付すること。選定理由は、法第23条の2第2項の指定運用方法の基準を踏まえ、令第6条第8項ロの協議の結果を尊重した上で当該指定運用方法を選定したことがわかる内容を記載すること。

(法第26条第1項の規定による運用の方法の除外の状況)

17. 当該事業年度内に除外された運用の方法の状況

	当該事業年度内に除外された運用の方法名
A 実施事業所	
B 実施事業所	
C 実施事業所	

・ ・ ・	
個人型 a プラン	
個人型 b プラン	
個人型 c プラン	
・ ・ ・	

(備考)

1. 二以上の厚生年金適用事業所で企業型年金を実施している場合は、各厚生年金適用事業所の状況について記載し、併せて当該企業型年金全体の状況について記載すること。

2. 事業年度末時点の状況について記載すること。

(法第83条第2項の規定による通知の状況)

18. 企業型記録関連運営管理機関が法第83条第2項の規定により行った通知（個人別管理資産が連合会に移換された者への通知の件数等）

企業型運用関連運営管理機関等名	件数	移換金額
	人	円
	人	円
	人	円

(備考)

1. 当該事業年度内に法第83条第1項の規定により個人別管理資産が連合会（個人型特定運営管理機関に限る。）へ移換された者への同条第2項の規定による通知の実績を記載すること。

2. 「企業型運用関連運営管理機関等名」は、当該通知を受けた者に係る法第2条第7項第2号の業務を担当する確定拠出年金運営管理機関名又は事業主名を記載すること。

3. 件数の多い順に記載すること。

19. 年齢及び掛金総額（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額）ごとの企業型年金加入者の人数の

状況

実施事業所名 () 簡易企業型年金に該当するか ()

①個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの (令第11条第 1 号に該当する者)

掛金総額 区分 (平均月額)	年齢区分						人数計
	～ 5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～20,000円	20,001円～30,000円	30,001円～40,000円	40,001円～45,999円	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～30,000円							
30,001円～40,000円							
40,001円～45,999円							
46,000円							
46,001円～50,999円							
51,000円							
51,001円～54,999円							
55,000円							
人数計							

②個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの (令第11条第 2 号に該当する者)

掛金総額 区分 (平均月額)	年齢区分						人数計
	～ 5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～20,000円	20,001円～30,000円	30,001円～40,000円	40,001円～45,999円	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							

20,001円～22,999円								
23,000円								
23,001円～25,499円								
25,500円								
25,501円～27,499円								
27,500円								
人数計								

③個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第3号に該当する者）									
掛金総額 区分（平均月額）	年齢区分		～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	人数計
	～ 5,000円								
	5,001円～10,000円								
	10,001円～20,000円								
	20,001円～30,000円								
	30,001円～34,999円								
	35,000円								
	人数計								

④個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第4号に該当する者）									
掛金総額 区分（平均月額）	年齢区分		～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	人数計
	～ 5,000円								
	5,001円～10,000円								
	10,001円～15,499円								

15, 500 円									
人数計									

(備考)

1. ③及び④は法第 3 条第 3 項第 7 号の 3 に掲げる事項を規約に定める企業型年金の運営管理業務を受託している場合に限り記載すること。
2. 直近の11月末の状況について記載すること。
3. 実施事業所ごとに記載すること。「簡易企業型年金に該当するか」は、該当する場合は○印を記載すること。
4. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として提出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数とすること。

20. 年齢及び事業主掛金額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

実施事業所名 () 簡易企業型年金に該当するか ()

①個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの (令第11条第 1 号に該当する者)

掛金額 区分 (平均月額)	年齢区分	～20 歳	21 歳～ 30 歳	31 歳～ 40 歳	41 歳～ 50 歳	51 歳～ 60 歳	61 歳～	人数計
～ 5, 000 円								
5, 001 円～10, 000 円								
10, 001 円～20, 000 円								
20, 001 円～30, 000 円								
30, 001 円～40, 000 円								
40, 001 円～45, 999 円								
46, 000 円								
46, 001 円～50, 999 円								
51, 000 円								
51, 001 円～54, 999 円								

55,000円									
人数計									

②個人型年金同時加入制限者であつて、他制度加入者であるもの（令第11条第2号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分 ～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～22,999円							
23,000円							
23,001円～25,499円							
25,500円							
25,501円～27,499円							
27,500円							
人数計							

③個人型年金同時加入可能者であつて、他制度加入者以外のもの（令第11条第3号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分 ～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～30,000円							
30,001円～34,999円							

35, 000 円									
人数計									

④個人型年金同時加入可能者であつて、他制度加入者であるもの（令第11条第4号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	
～ 5, 000 円							
5, 001 円～10, 000 円							
10, 001 円～15, 499 円							
15, 500 円							
人数計							

（備考）

- ③及び④は法第3条第3項第7号の3に掲げる事項を規約に定める企業型年金の運営管理業務を受託している場合に限り記載すること。
- 直近の11月末の状況について記載すること。
- 実施事業所ごとに記載すること。「簡易企業型年金に該当するか」は、該当する場合は○印を記載すること。
- 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として提出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数とすること。

21. 年齢及び企業型年金加入者掛金額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

実施事業所名（ ） 簡易企業型年金に該当するか（ ）

①個人型年金同時加入制限者であつて、他制度加入者以外のもの（令第11条第1号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	
0 円							

1 円 ～ 5,000 円							
5,001 円 ～ 10,000 円							
10,001 円 ～ 20,000 円							
20,001 円 ～ 25,000 円							
25,001 円 ～ 25,500 円							
25,501 円 ～ 27,500 円							
人数計							

②個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第2号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分	～20 歳	21 歳～ 30 歳	31 歳～ 40 歳	41 歳～ 50 歳	51 歳～ 60 歳	61 歳～	人数計
0 円								
1 円 ～ 5,000 円								
5,001 円 ～ 10,000 円								
10,001 円 ～ 12,750 円								
12,751 円 ～ 13,750 円								
人数計								

（備考）

1. 直近の11月末の状況について記載すること。
2. 実施事業所ごとに記載すること。「簡易企業型年金に該当するか」は、該当する場合は○印を記載すること。
3. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数とすること。
22. 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額ごとの人数の状況
実施事業所名（ ） 簡易企業型年金に該当するか（ ）
①個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第1号に該当する者）

掛金額区分 (平均月額)		加 入 者 掛 金					
掛金額 区分 (平均月額)		0円	1円～ 5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 20,000円	20,001円～ 27,499円	27,500円
事業主 掛金	0円						
	1円～ 5,000円						
	5,001円～10,000円						
	10,001円～20,000円						
	20,001円～27,499円						
	27,500円						
事業主 掛金	27,501円～30,000円						
	30,001円～40,000円						
	40,001円～50,000円						
	50,001円～55,000円						

②個人型年金同時加入制限者であつて、他制度加入者であるもの (令第11条第2号に該当する者)

掛金額区分 (平均月額)		加 入 者 掛 金				
掛金額 区分 (平均月額)		0円	1円～ 5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 13,749円	13,750円
事業主 掛金	0円					
	1円～ 5,000円					
	5,001円～10,000円					
	10,001円～13,749円					
	13,750円					
		13,751円～20,000円				

	20,001円～27,500円							

(備考)

- 1. 法第3条第3項第7号の2に掲げる事項を規約に定める企業型年金の運営管理業務を受託している場合に限り記載すること。
- 2. 直近の11月末の状況について記載すること。
- 3. 実施事業所ごとに記載すること。「簡易企業型年金に該当するか」は、該当する場合は○印を記載すること。
- 4. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として提出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数とすること。

23. 年齢及び掛金額ごとの個人型年金加入者の人数の状況

①第一号加入者であるもの（令第36条第1号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～30,000円							
30,001円～40,000円							
40,001円～50,000円							
50,001円～60,000円							
60,001円～67,999円							
68,000円							
人数計							

②第二号加入者であって、下記③及び④以外のもの（令第36条第2号に該当する者）

年齢区分 掛金額 区分 (平均月額)	年齢区分					人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	
～ 5,000円						
5,001円～10,000円						
10,001円～20,000円						
20,001円～22,999円						
23,000円						
人数計						

③第二号加入者であつて、個人型年金同時加入可能者であるもの (令第36条第3号に該当する者)

年齢区分 掛金額 区分 (平均月額)	年齢区分					人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	
～ 5,000円						
5,001円～10,000円						
10,001円～19,999円						
20,000円						
人数計						

④第二号加入者であつて、他制度加入者又は第二号厚生年金被保険者若しくは第三号厚生年金被保険者であるもの (令第36条第4号に該当する者)

年齢区分 掛金額 区分 (平均月額)	年齢区分					人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	
～ 5,000円						
5,001円～10,000円						
10,001円～11,999円						

12, 000 円							
人数計							

⑤ 第三号加入者であるもの（令第36条第5号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分	～20 歳	21 歳～ 30 歳	31 歳～ 40 歳	41 歳～ 50 歳	51 歳～ 60 歳	人数計
～ 5, 000 円							
5, 001 円～10, 000 円							
10, 001 円～20, 000 円							
20, 001 円～22, 999 円							
23, 000 円							
人数計							

（備考）

- 1. 直近の11月末の状況について記載すること。
- 2. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として提出された掛金総額を当該期間内の加入者期間月数で除した数とすること。
- 3. ②については、個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の総額を記載すること。

24. 個人別管理資産の移受換状況

(1) 個人別管理資産の移換先別移換件数

	企業型年金	個人型年金	確定給付企業年金	中小企業退職金共済
A 実施事業所				
B 実施事業所				
C 実施事業所				
・				
・				
・				

個人型 a プラン				
個人型 b プラン				
個人型 c プラン				
・				
・				
・				

(備考) 事業年度内に移換した資産の件数の累計を記載すること。

(2) 他の企業年金等の資産の受換件数

	企業型年金	個人型年金	厚生年金基金	確定給付企業年金	中小企業退職金共済	企業年金連合会	その他の(自社退職金等)
A 実施事業所							
B 実施事業所							
C 実施事業所							
・							
・							
・							
個人型 a プラン							
個人型 b プラン							
個人型 c プラン							
・							
・							
・							

(備考) 事業年度内に受換した資産の件数の累計を記載すること。

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。
この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り續けて使用することができる。